

公益社団法人高知県宅地建物取引業協会 役員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図る。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び日当等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会役員には、第4条に定める退任役員慰労金を報酬として支給することができるものとし、それ以外の報酬は支給しない。但し、員外理事においては職務遂行に係る報酬として12万円、理事会への一回の出席にかかる報酬として2万円を支給する。また、員外監事においては職務遂行に係る報酬として年30万円を支給する。

(退任役員慰労金)

第4条 役員として引続き1ヶ年以上本会の業務を遂行し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に対し、次の区分により退任役員慰労金を支給することができるものとし、死亡により退任した者についてはその法定相続人に支払うものとする。

- | | |
|----------------------------|---------|
| (1) 理事若しくは監事として在任した期間1年につき | 20,000円 |
| (2) 常務理事として在任した期間1年につき | 30,000円 |
| (3) 専務理事として在任した期間1年につき | 40,000円 |
| (4) 副会長として在任した期間1年につき | 40,000円 |
| (5) 会長として在任した期間1年につき | 50,000円 |

2 前項各号の支給は、その役員が退任したとき在職区分毎の計算による。

3 第1項第1号の在任期間が1年未満の場合は、1年の期間として計算する。

- 4 役員は役員としてふさわしくない行為があったとき又は、召集された会議の出席が二分の一に満たない期間があるとき、その期間はその者に対しては、第1項の慰労金の額を減額して支給し、若しくは支給しないことができる。
- 5 前項による支給額については、理事会によりその都度定めるものとする。

(費用)

第5条 本会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、総会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、公益社団法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 令和3年5月28日一部改正。令和2年4月1日施行。
- 3 令和6年5月29日一部改正。同年4月1日施行。
- 4 令和8年5月28日一部改正。同年4月1日施行。